

これまでの温暖化対策は、緩和策(CO2排出削減策等)を主に進めてきた

しかし!

【IPCC(研究者集団)報告書】
全世界で最も厳しい緩和策をとっても数十年間は温暖化が進行する
⇒異常気象が頻発、極端に!

【台風巨大化、ゲリラ豪雨】



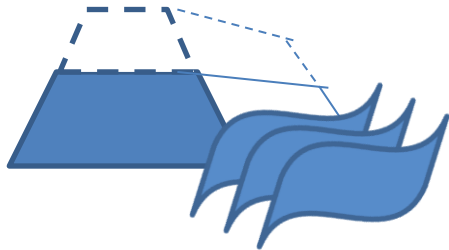
【夏の高温】



したがって、緩和策に加えて、
適応策(温暖化の悪影響への予防策)が重要

中長期的に温暖化(気候変動)の影響に、どのように対応するか

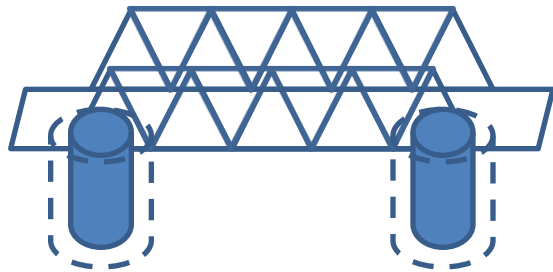
【堤防強化】
・水害対策等



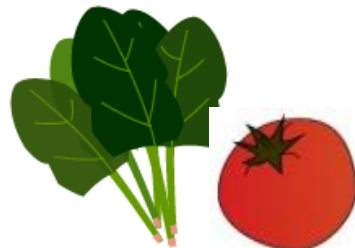
【救急搬送体制強化】
・熱中症、光化学、オキシダント対策



【交通インフラ強化】
・道路・橋梁等



【品種改良、新種普及】
・高温被害等



ただし、緩和策を取らないと温暖化の進行は止まらない

今後:緩和策+**適応策**

適応策の特徴

中長期の不確実性、専門性

- 中長期的な適応策では、予測の不確実性がつきまとう
- 気候変動の影響は多岐に。施策への影響も複雑多岐にわたる

国の動き

H26年度末に適応計画策定

- 政府全体の「適応計画」の策定(26年度末目途)
 - ・ 分野・課題別の適応策を関係府省で立案し、政府全体としてとりまとめ
- ※ 国交省、農水省、厚労省、経産省、文部科学省、気象庁、環境省

県の動き

庁内的に各種普及啓発及び検討を実施

- H24.2.7 埼玉県地球温暖化対策推進委員会 適応策専門部会作業部会
- H24.6.8 温暖化の適応策に関する講演会
- H24.11~温暖化適応策に関する検討会(農林部と環境部で検討)
- H25.2.28 関東地域地球温暖化影響・適応対策研究会(県庁第3庁舎講堂)

埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成21年3月31日 条例第9号)

- 第8条(県の地球温暖化対策)
県は、次に掲げる事項に関する地球温暖化対策を実施するものとする。
(中略)
十四 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関すること。

『ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050』の見直し
に合わせて、
適応策についても、検討を深めていく